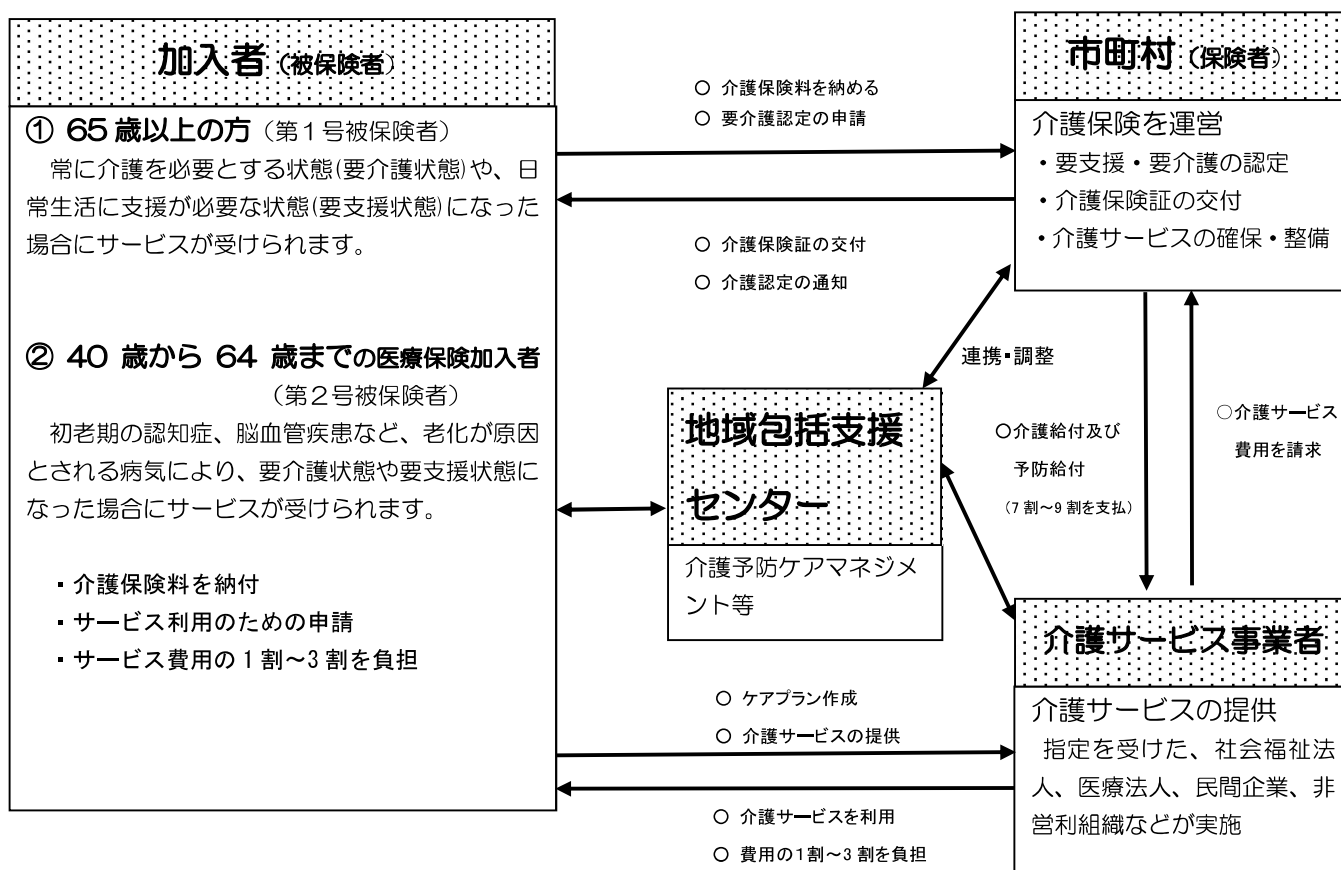


## Ⅱ 介護保険制度

### 1. 介護保険とは

- ◇ 介護保険は、高齢者が要介護状態となっても、尊厳を維持し、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支えるための制度です。
- ◇ 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴う心身の変化を自覚し、常に健康の保持増進に努める必要があるとともに、介護に要する費用を公平に負担する義務を負っています。
- ◇ 介護保険は、単に身の回りの世話をするだけでなく、高齢者の自立をサポートする「自立支援」、利用者の選択により、介護サービスを総合的に受けられる「利用者本位」、給付と負担の関係が明確な「社会保険方式」等が、主な特徴となっています。



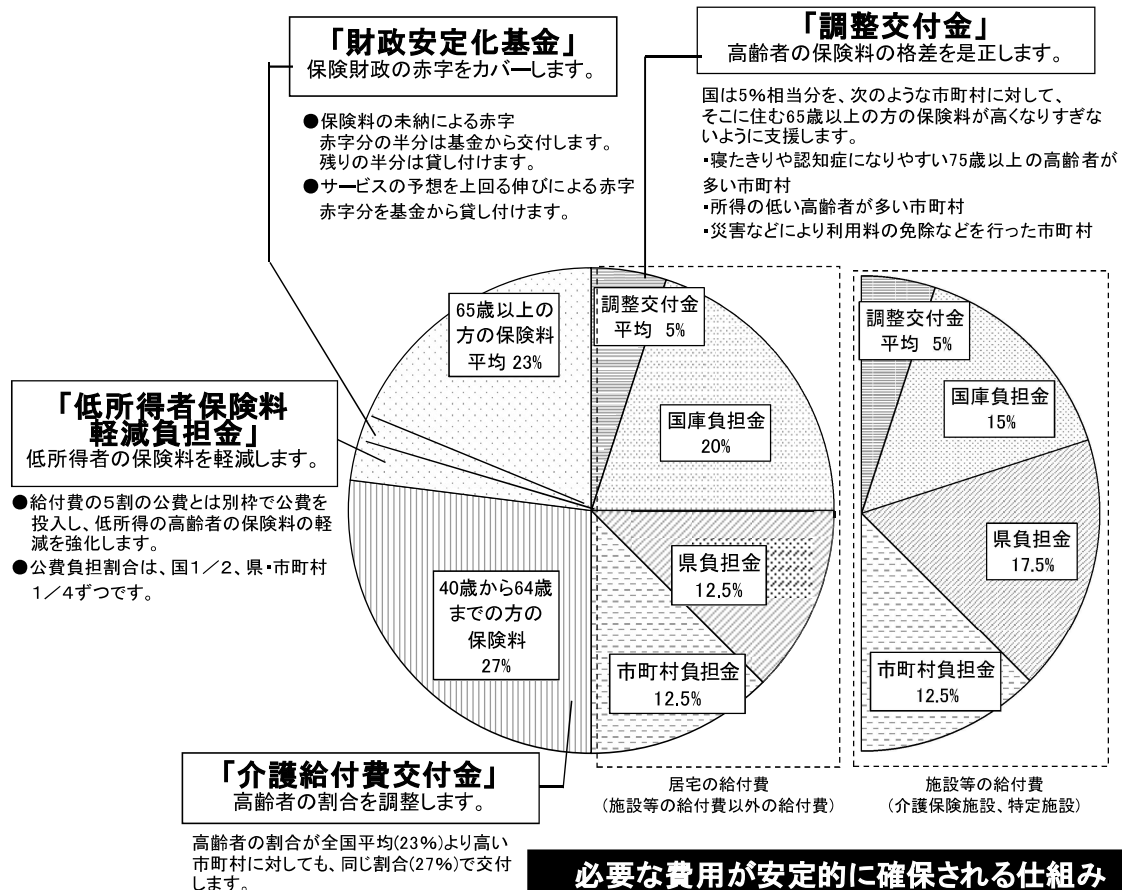
## 2. 介護給付費の費用負担

介護給付及び予防給付に必要な費用※は、サービス利用時の利用者負担（1割～3割）を除いた標準給付費（7割～9割）について、50%が保険料、残り50%が公費負担により賄われます。

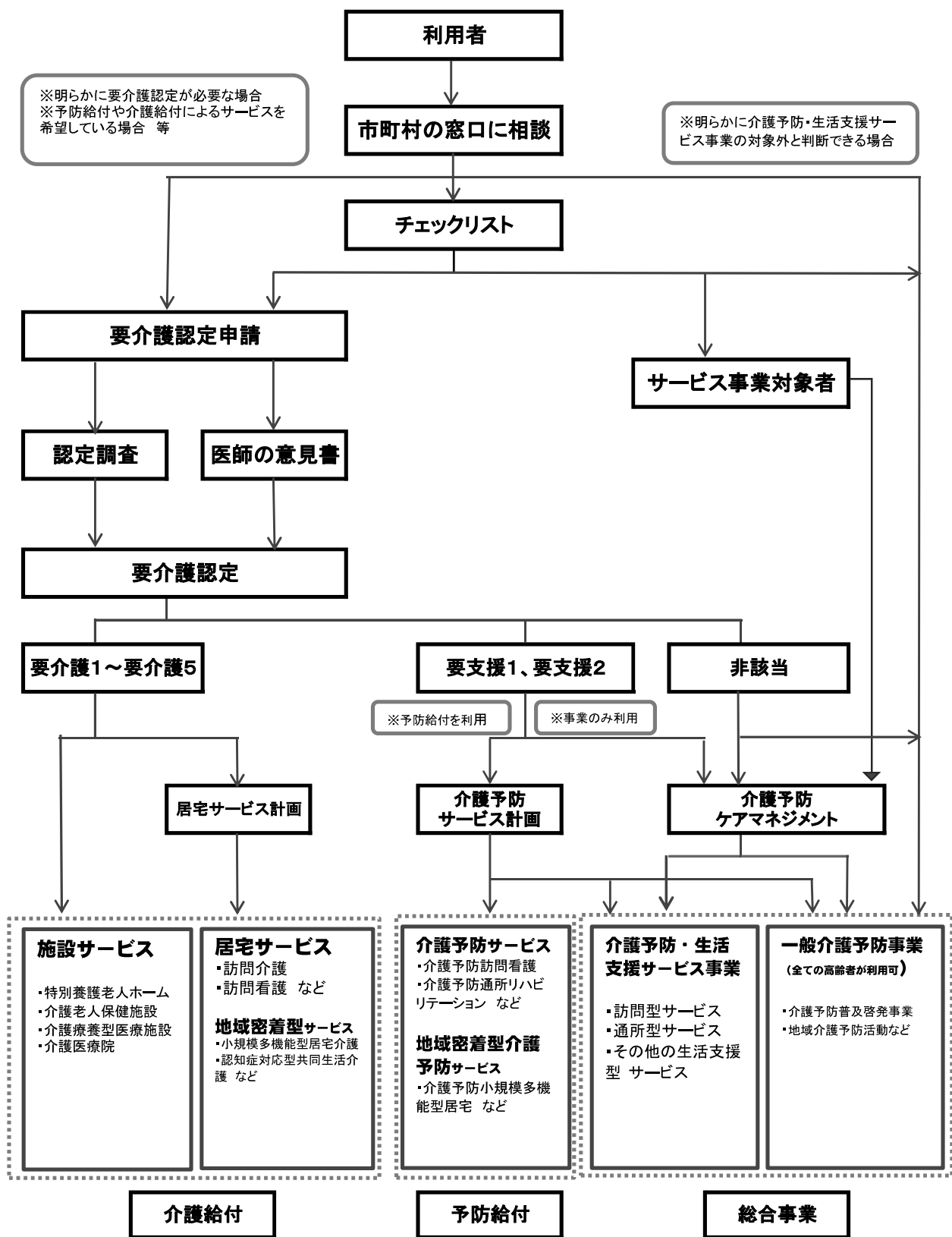
※利用者負担額、市町村特別給付に要する費用を除く。

国保連への審査支払手数料については標準給付費額に含む。

保険料	第1号保険料 (65歳以上の方の保険料)	23%：第8期計画期間(R3～R5)の数値
	第2号保険料 (40歳から64歳までの方の保険料)	27%：第8期計画期間(R3～R5)の数値
公費負担	市町村(一般会計)	12.5%
	県(負担金)	12.5%(居宅)、17.5%(施設等)
	国(負担金)	20.0%(居宅)、15.0%(施設等)
	国(財政調整交付金)	5%相当



### 3. 介護サービス利用の流れ



※介護給付..... 居宅介護支援事業所担当  
 予防給付、総合事業... 地域包括支援センター担当

#### 4. 介護保険で受けられるサービス

(令和6年4月1日現在)

※費用の目安は、令和6年4月1日からの金額です。また、全てのサービスにおいて、自己負担が1割でP13記載の地域区分の「その他」の場合です。

平成30年8月1日より、一定の所得がある場合は、自己負担が2～3割となっています。

#### 予防給付(要支援1・2のサービス)

##### 介護予防サービス

区分	種類	サービス内容	費用の目安
自宅で利用するサービス  1割～3割負担	介護予防訪問入浴介護	自宅に浴室がない等の場合、入浴車などで訪問して、介護予防を目的とした入浴の介助を受けることができます。	1回につき 自己負担 856円
	介護予防訪問看護	看護師等が訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助を受けることができます。	30分～1時間未満の場合 自己負担 553～794円
	介護予防訪問リハビリテーション	専門家が訪問して、介護予防を目的とした短期集中的な機能回復訓練を受けることができます。	1回(20分)につき 自己負担 298円
	介護予防居宅療養管理指導	医師・薬剤師等が訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理および指導を受けることができます。	自己負担 299～566円
日帰りで通うサービス 1割～3割負担 +食費	介護予防通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設等で、リハビリ等や「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などの生活機能の向上サービスを受けることができます。	1月につき 自己負担 要支援1 2,268円 要支援2 4,228円
施設で短期間入所するサービス 1割～3割負担 +食費+居住費	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	一時的に自宅でのサービスが利用できない場合に短期間、介護老人福祉施設等に入所して、介護予防を目的とした入浴・排せつ・食事等の介助や看護及び機能訓練を受けることができます。	1日につき 自己負担 451～681円
	介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)		1日につき 自己負担 579～846円

区分	種類	サービス内容	費用の目安
生活環境を整えるサービス	介護予防福祉用具貸与	貸出料の1割～3割を負担して介護予防に役立つ福祉用具を一定期間借りられます(手すり・スロープ・歩行補助杖・歩行器など)。	用具、種類、事業者により異なる
	特定介護予防福祉用具販売	腰掛け便座など貸与になじまない福祉用具の中で介護予防に役立つ福祉用具の購入ができます。	支給限度基準額 年間10万円
	介護予防住宅改修費支給	介護予防に役立つ住宅改修をした場合に、改修費用を支給します。(手すりの取り付け・段差の解消・扉の取り替え・便器の取り替え等)	支給限度基準額 同一住居で 20万円
施設に入居して利用する居宅サービス	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設に入居し、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。	1日につき 自己負担 183～313円
	1割～3割負担 + 食費・居住費		

#### 地域密着型サービス

区分	種類	サービス内容	費用の目安
日帰りで通うサービス 1割～3割負担 + 食費	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスなどに通い、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。	5～6時間未満の場合 自己負担 要支援1 741円 要支援2 828円
入居サービス 1割～3割負担 + 食費・居住費	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な環境の中で、生活機能の向上のために介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。	1日につき 要支援2のみ 自己負担 749～761円
組み合わせサービス 1割～3割負担 + 食費・居住費	介護予防小規模多機能型居宅介護	「通いサービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、心身の状況や希望に応じ、入浴や排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。	1月につき 自己負担 要支援1 3,450円 要支援2 6,972円

○介護予防支援 地域包括支援センターの保健師等が介護予防ケアプランの作成をします。  
(自己負担なし)

介護給付（要介護1～5のサービス）

在宅サービス

区分	種類	サービス内容	費用の目安
自宅を利用するサービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問して、家庭で入浴・排せつ・食事等の介護サービスを受けることができます。 ・身体介護 ・生活援助 ・通院等のための乗車又は降車の介助	自己負担 身体介護中心(30分～1時間未満の場合) 387円 生活援助中心 179～220円 通院等乗降介助中心 97円
	訪問入浴介護	入浴チームが入浴車などで訪問して、家庭で浴槽を提供した入浴介護サービスを受けることができます。	1回につき 自己負担 1,266円
	1割～ 3割負担	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が訪問して、家庭で療養上の世話や必要な診療の補助を受けることができます。	30分～1時間未満の場合 自己負担 病院等 574円 訪看ステ 823円
	訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等リハビリの専門家が訪問して、家庭で機能回復訓練を受けることができます。	1回につき(20分) 自己負担 308円
	居宅療養管理指導	病院・診療所・薬局の医師・薬剤師等が訪問して、家庭で療養上の管理および指導を受けることができます。	自己負担 260～566円
日帰りで通うサービス	通所介護 (デイサービス)	自宅からデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。	5～6時間未満の場合 自己負担 要介護1～5 570～984円
1割～ 3割負担 + 食費	通所リハビリテーション (デイケア)	自宅から病院、診療所、老人保健施設等に通い、リハビリ、看護、介護等のサービスを受けることができます。	6～7時間未満の場合 自己負担 要介護1～5 715～1,290円
施設に短期間入所するサービス	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。	1日につき 自己負担 要介護1～5 603～1,028円
1割～ 3割負担 + 食費+居住費	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	療養型医療施設、老人保健施設等に短期間入所して、医学的管理のもとで、リハビリ、看護、介護等のサービスを受けることができます。	1日につき 自己負担 要介護1～5 753～1,464円

区 分	種 類	サービス内容	費用の目安
生活環境を整えるサービス  1割～3割負担	福祉用具貸与	車いす、ベッド、歩行支援具等の日常生活を助ける用具を借りることができます。	用具、種類、事業者により異なる
	特定福祉用具販売	腰掛け便座など貸与になじまない入浴や排泄の用具の購入費の支給を受けることができます。	支給限度基準額 年間10万円
	住宅改修費支給	手すりの取付や段差解消などの改修費の支給を受けることができます。 (事前に市町村の窓口に申請が必要)	支給限度基準額同一住居で 20万円
施設に入居して利用する居宅サービス 1割～3割負担＋食費・居住費	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。	1日につき自己負担要介護1～5 542～813円

## 地域密着型サービス

区 分	種 類	サービス内容	費用の目安
自宅で利用するサービス  1割～3割負担	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回訪問に加えて、通報により、必要な時に随時訪問を利用することができます。(要支援1、2の方は利用できません。) ※介護だけの場合と訪問看護と一体型の形態があります。	1月につき 自己負担 要介護1～5 5,446～24,692円 (介護だけ)
	夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護に加えて、緊急時など、必要な時に随時訪問介護を利用することができます。(要支援1、2の方は利用できません。) ※OP:定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスの一括提供	1月につき 自己負担 OP有 実績+ 989円 OP無 2,702円
日帰りで通うサービス  1割～3割負担 + 食費	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスに通い、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。	5～6時間未満の場合 自己負担 要介護1～5 858～1,225円
	地域密着型通所介護	小規模なデイサービス(定員18人以下)に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けることができます。	5～6時間未満の場合 自己負担 要介護1～5 657～1,134円
組み合わせサービス 1割～3割負担 + 食費・居住費	小規模多機能型居宅介護	「通いサービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、心身の状況や希望に応じ、入浴や排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。	1月につき 自己負担 要介護1～5 10,458～27,209円
入居サービス  1割～3割負担 + 食費・居住費	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な環境の中で、生活機能の向上のために入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。	1日につき 自己負担 要介護1～5 753～859円
	地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム(定員29人以下)等に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。	1日につき 自己負担 要介護1～5 546～820円
施設に入居して受けるサービス 1割～3割負担 + 食費・居住費	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)等に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。	1日につき 自己負担 要介護1～5 600～971円
組み合わせサービス 1割～3割負担 + 食費・居住費	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	「通いサービス」、「訪問サービス」、「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせ、心身の状況や希望に応じ、療養上の管理の下で、入浴や排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。	1月につき 自己負担 要介護1～5 12,447～ 31,408円



## 在宅サービスの利用限度額

居宅サービス等の保険給付の限度は、要介護度に応じた1ヶ月毎の単位数で定められています。

単位数とは、介護報酬で定められたサービス費用の単位です。保険給付額や利用者負担額は、単位数に地域ごとの単価を乗じて計算することとなっています。事業所の所在地によって1単位あたりの単価が異なります。

限度額を超えてサービスを利用する場合は、その分が全額自己負担となります。

《支給基準限度額》 ※令和元年10月1日からの支給限度額

要支援1	5,032単位	要支援2	10,531単位
------	---------	------	----------

要介護1	16,765単位	要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位	要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位		

## 施設サービス

○要介護者の方は、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所（入院）し、それぞれの施設の機能に応じたサービスを受けることができます。（要支援1、2の方は利用することができません。）

なお、介護老人福祉施設は、平成27年4月1日以降の新規入所が、原則要介護3以上の方になります。要介護1又は2の方は、一定の要件を満たす場合、特例的に入所が認められます。

○利用者は、施設サービス費用の1割～3割と食費、居住費を負担します。

○利用者はこの他、自らの選択による特別なサービスの費用や日常生活費を負担します。

種 類	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練などのサービスが受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している方が、リハビリテーション(機能訓練)や看護、介護を中心としたサービスが受けられます。
介護医療院	長期療養のための「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の医療と「日常生活上の世話(介護)」のサービスを一体的に受けられます。

## ■ 1単位の単価

サービス種類	地域区分		
	6級地	7級地	その他
訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/居宅介護支援	10.42円	10.21円	10.00円
訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/短期入所生活介護	10.33円	10.17円	10.00円
通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/地域密着型通所介護/認知症対応型共同生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/介護福祉施設サービス/介護保険施設サービス/介護医療院サービス	10.27円	10.14円	10.00円
居宅療養管理指導/福祉用具貸与	10.00円	10.00円	10.00円

### 【各級地区分の適用地域】

- 6級地 奈良市、大和郡山市、生駒市
- 7級地 大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、生駒郡全町（平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町）、磯城郡全町（川西町、三宅町、田原本町）曾爾村、明日香村、北葛城郡全町（上牧町・王寺町・広陵町・河合町）
- その他 上記以外の市町村

## 5. 介護サービス情報の公表

平成18年4月から、介護サービスの利用者が事業所を選択するための情報を提供する仕組みとして導入された、介護サービス事業所の選択を支援する制度です。

### 《「介護サービス情報の公表」のポイント》

- ① 地域にあるすべての事業所について、同じ項目をもとに比較・検討できます。
- ② 公表された情報はすべて、いつでも誰でも自由に入手することができます。
- ③ 家族をはじめ、介護支援専門員や介護相談員などと同じ情報を共有でき、サービス利用における相談がしやすくなります。
- ④ 事業所が公表している情報と、実際のサービス利用場面で行われる事実が比較できるので、利用しているサービスの状況がいつでも確認できます。

### ○ 「介護サービス情報の公表」による効果

事業者は、提供するサービスの改善のための取り組みなどを自ら公表し、より良い事業者が利用者から適切に選ばれることを通じ、サービス全体の質の向上が期待されます。

## 6. 地域支援事業

あらゆる高齢者ができる限り介護を必要とせず、いつまでも自分らしく自立して過ごせるよう支援するため、市町村において地域支援事業が実施されています。

### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とする事業を実施します。

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問型サービスや通所型サービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを対象として実施します。

#### ② 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組みを推進する事業を実施します。

### 2. 包括的支援事業（地域包括支援センター運営分）

各市町村に設置された地域包括支援センターを中心に、包括的支援事業として①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務が実施されています。

### 3. 包括的支援事業（社会保障充実分）

各市町村により、平成30年4月1日から①在宅医療・介護連携推進事業②生活支援体制整備事業③認知症総合支援事業④地域ケア会議推進事業が実施されています。

### 4. 任意事業

地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じた形態で実施されています。

事業名		事業内容	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防生活支援サービス事業	訪問型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者等に対し、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助)や、ボランティアにより提供される住民主体による支援(買い物代行、調理等の生活援助)等を提供する。</li> </ul>
		通所型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者等に対し、旧介護予防通所介護に相当するサービス(施設における入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練)や、ボランティアにより提供される住民主体による支援(体操、運動等の活動や交流会)等を提供する。</li> </ul>
		その他の生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供する。</li> </ul>
		介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。</li> </ul>
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。</li> </ul>
		介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防活動の普及・啓発を行う。</li> </ul>
		地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。</li> </ul>
		一般介護予防事業評価事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体の評価を行う。</li> </ul>
		地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。</li> </ul>
事業名		事業内容	
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営分	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事業を地域包括支援センターにおいて実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>総合相談支援業務                   <ul style="list-style-type: none"> <li>地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の多様な相談に対応し、必要なサービスをコーディネートする。</li> </ul> </li> <li>権利擁護業務                   <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう権利擁護のための支援を行う。</li> </ul> </li> <li>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務                   <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の介護支援専門員の後方支援・ネットワーク化、支援困難事例等への指導・助言を行う。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>	
	社会保障充実分	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事業を各市町村において実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携推進事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護関係者の研修等の取組を実施する。</li> </ul> </li> <li>生活支援体制整備事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。</li> </ul> </li> <li>認知症総合支援事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。</li> <li>認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。</li> <li>認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを地域ごとに整備し、診断後の空白期間等において心理面・生活面の早期支援を図る。</li> </ul> </li> <li>地域ケア会議推進事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター等が主催し、地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していく。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>	

事業名		事業内容		
介護給付等費用適正化事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供等を行う。</li> </ul>		
	介護教室事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。</li> </ul>		
	認知症高齢者見守り事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、認知症等により行方不明となった際に早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。</li> </ul>		
	家族介護支援事業	健康相談・疾病予防等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行う。</li> </ul>	
		介護者交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者を介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催する。</li> </ul>	
介護自立支援事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労する。</li> </ul>		
介護用品支給事業※		<ul style="list-style-type: none"> <li>加齢に伴う心身の機能の低下により、排泄動作等に支障をきたす高齢者に対し介護用品（紙おむつ、尿取りパット、清拭剤等）を支給することにより、高齢者の在宅生活の支援と介護者の負担の軽減を図る。</li> </ul>		
任意事業	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。</li> </ul>		
	福祉用具・住宅改修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。</li> </ul>		
	認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。</li> </ul>		
	認知症サポーター等養成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。</li> </ul>		
	重度ALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院前から当該重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者が、当該重度のALS患者の負担により、その入院中に付き添いながらコミュニケーション支援を行う。</li> </ul>		
	その他事業	地域自立生活支援事業	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居者支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。</li> </ul>
			介護サービスの質の向上に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護相談員派遣等事業）を行う。</li> </ul>
			地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養改善が必要な高齢者に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する。</li> </ul>
			家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時（24時間365日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行う。</li> </ul>

※国は、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度に当該事業を実施している市町村であって支給要件を満たしている場合に限り、第9期介護保険事業計画期間において実施して差し支えないこととしている。（例外的な激変緩和措置）

## 7. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が安心してその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の生活を支える役割を果たすための総合機関で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等が連携し、保健医療の向上・福祉の増進を支援しています。

### 【地域包括支援センターの機能】

#### ① 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等、適切な事業が包括的・効果的に実施されるよう支援を行う。

#### ② 総合相談支援

地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、多様な相談に対応し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる支援を行う。

#### ③ 権利擁護業務

社会福祉士等の専門職種が主体となって、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。

#### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

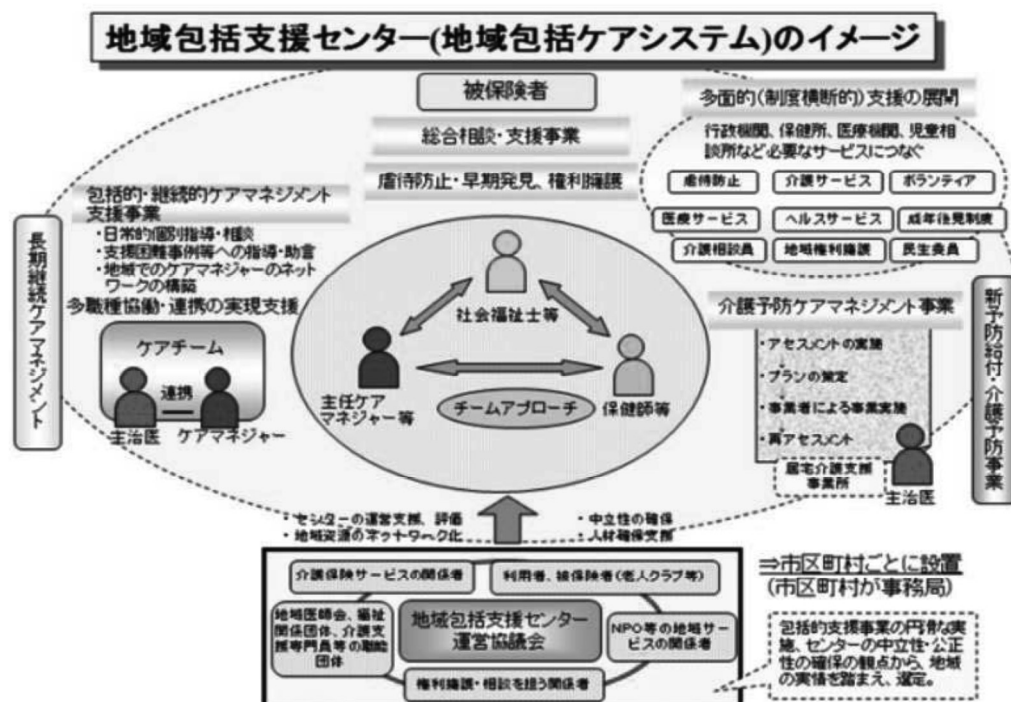
主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等の専門職が主体となって、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の後方支援・ネットワークを構築する。また支援困難事例に対し、多職種との協働、連携の下でケアを行う。

### 【地域包括支援センター運営協議会】

地域包括支援センターの設置・運営に関しては、中立性・公平性の確保や人材確保支援等の観点から、「地域包括支援センター運営協議会」が関与します。運営協議会は、市町村を事務局として市町村単位で設置されます。

また、市町村は、センター設置の責任主体として、地域の実情をふまえ、運営協議会の協議を経て運営に適切に関与していきます。

### 【地域包括支援センターのイメージ】



## 8. 低所得者等への支援

高額介護サービス費や社会福祉法人による利用者負担の軽減等、これまで行ってきた低所得者への支援に併せて、介護保険制度の改正に対応して、低所得者へのきめ細かな支援を実施します。

### ① 高額介護サービス費の支給

所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、1ヶ月に支払った利用者負担が、所得段階に応じた上限を超えた場合に、申請によりその超えた分が「高額介護サービス費」として市町村から支給されるもので、所得に応じて限度額の上限が定められています。

### ② 高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、それぞれの月額限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を医療保険上の世帯単位に合算して年額の限度額（年齢・所得段階別に設定）を超えるときは、申請によりその超えた分が後から支給されます。

### ③ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等は、その社会的役割により、市町村民税世帯非課税者であって一定の要件を満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市町村が認めた方の利用者負担を軽減します。また、山間へき地や中山間地域等においては、訪問系サービスの介護報酬に対して地域加算が行われることから、利用者負担を減額する場合があります。

### ④ 障害者ホームヘルプサービス利用者等支援措置事業

障害者施策のホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者が、介護保険が適用されてホームヘルプサービスを受ける場合に、1割～3割の自己負担額を軽減します。

障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定率負担額が0円だった方が、平成18年4月以降65歳到達で介護保険適用となった場合、全額免除（0%負担）となります。

### ⑤ 旧措置入所者の経過措置の延長

介護保険制度施行前に措置により特別養護老人ホームに入所した方については、介護費用の自己負担部分と居住費・食費の合計額が、法施行前の費用徴収額を上回らないように設定します。【平成22年3月31日の法改正により「当分の間」の延長とされました】

### ⑥ 特定入所者介護サービス費

介護保険施設等における居住費及び食費は、原則として利用者負担となりますが、所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、利用者の所得に応じた負担限度額を定め、この上限と差額相当分について介護保険から給付を行います。

### ⑦ 介護保険料の軽減強化

所得段階第1段階から第3段階を対象に、公費投入による介護保険料の軽減強化を実施します。